

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	一
○結核指定医療機関の指定辞退（健康増進課）	一
○昭和五十七年二月奈良県告示第七百七十八号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部改正（環境政策課）	二
○平成三年三月奈良県告示第六百八十九号（奈良県林業指導所及び林業指導員駐在所で使用する公印）の廃止	二
○土木事務所において使用する知事印（五条工事事務所において使用する知事印に限る。）の廃止（監理課）	二
○奈良県土木事務所印及び奈良県土木事務所所長印（奈良県五条土木事務所印及び奈良県五条土木事務所所長印に限る。）の廃止（監理課）	二
○土木事務所において使用する知事印（五條工事事務所において使用する知事印に限る。）の新調（監理課）	一
○奈良県土木事務所印及び奈良県土木事務所所長印（奈良県五条土木事務所印及び奈良県五条土木事務所所長印に限る。）の新調（監理課）	二
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	三
○都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）	三
○土地利用基本計画の変更に係る公表（資源調整課）	四
○奈良県選挙管理委員会が取り扱う個人情報に関する規程（平成十二年九月奈良県選挙管理委員会告示第四十六号）の一部改正（収用委員会告示）	四
○奈良県収用委員会運営規程（平成五年十一月奈良県収用委員会告示）	四

第一号)の一部改正

## 告示

奈良県告示第六百十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
キャロット薬局	橿原市葛本町二二八―四	平成十六年十一月十二日
キャロット薬局 明日香店	橿原市大軽町二一八―一八	平成十六年十一月十二日
医療法人恵生会 恵生会郡山クリニック	大和郡山市南井町一九番地五一	平成十七年二月十八日
錦織病院	橿原市木原町七七―一	平成十七年三月一日

奈良県告示第六百十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	辞退年月日
沢井医院	天理市指柳町四〇六	平成十七年二月七日
月ヶ瀬村国民健康保険 直営診療所	添上郡月ヶ瀬村尾山二七九〇	平成十七年三月三十一日
医療法人医真会植田医 院	桜井市三輪四九四番地一	平成十七年三月三十一日
錦織病院	橿原市木原町七七一	平成十七年三月一日

奈良県告示第六百十六号

昭和五十七年二月奈良県告示第七百七十八号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一中「奈良市、」を削る。

奈良県告示第六百十七号

平成三年三月奈良県告示第六百八十九号（奈良県林業指導所及び林業改良指導員駐在所で使用する公印）は、廃止する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百十八号

昭和三十九年五月奈良県告示第八十八号で告示した土木事務所において使用する知事印（五条土木事務所において使用する知事印に限る。）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

り廃止する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第六百十九号

昭和四十三年四月奈良県告示第十号で告示した奈良県土木事務所印及び奈良県土木事務所長印（奈良県五条土木事務所印及び奈良県五条土木事務所長印に限る。）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

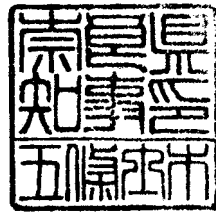
奈良県告示第六百二十号

土木事務所において使用する知事印（五条土木事務所において使用する知事印に限る。）を次のとおり新調し、平成十七年四月一日から使用する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

五条土木事務所



注 印影は  
縦横27ミリメートル

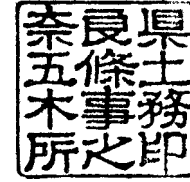
奈良県告示第六百二十一号

奈良県土木事務所印及び奈良県土木事務所長印（奈良県五条土木事務所印及び奈良県五条土木事務所長印に限る。）を次のとおり新調し、平成十七年四月一日から使用する。

平成十七年三月二十九日

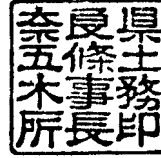
奈良県知事 柿本善也

奈良県五條土木事務所印



注 縦23ミリメートル  
横23ミリメートル

奈良県五條土木事務所長印



注 縦20ミリメートル  
横20ミリメートル

奈良県告示第六百二十二号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八条第一項の規定により適用される土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり橿原市内膳農住組合土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の住所及び名称  
橿原市内膳農住組合
- 二 事業施行期間  
平成十六年九月十日から平成十七年九月三十日まで
- 三 施行地区

四 橿原市内膳町四丁目の一部  
土地区画整理事業の名称  
橿原市内膳農住組合土地区画整理事業

五 事務所所在地  
奈良市大森町五七番地の三

六 施行認可の年月日  
平成十六年八月三十日

七 変更認可の年月日  
平成十七年三月十七日

奈良県告示第六百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

一 施行者の名称  
平群町

二 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画下水道事業平群町流域関連公共下水道

三 事業施行期間  
変更後の事業施行期間 平成四年二月二十日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地  
（一）収用の部分  
なし

（二）使用の部分

- （1）平成四年二月奈良県告示第五百六十七号、平成十年三月奈良県告示第六百十号及び平成十四年三月奈良県告示第五百八十五号の事業地に平群町吉新一丁目、大字椿井・字ヒガン田、字上川原、字中川原、字三ツ池、字アカタ、字ハサマ山の全部及び吉新二丁目、吉新三丁目、吉新四丁目の各一部を加え、並びに大字椿井字下川原、字川原田地内において事業地を変更する。

公 告

奈良県土地利用基本計画を平成十七年三月二十三日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更した土地利用基本計画は、省略し、奈良県企画部資源調整課及び奈良市役所に備えおいて一般の閲覧に供します。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

変更した土地利用基本計画の要旨  
奈良市の一部の森林地域の縮小

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第二百二十八号

奈良県選挙管理委員会が取り扱う個人情報に関する規程（平成十二年九月奈良県選挙管理委員会告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

「第二十九条」を「第五十三条」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

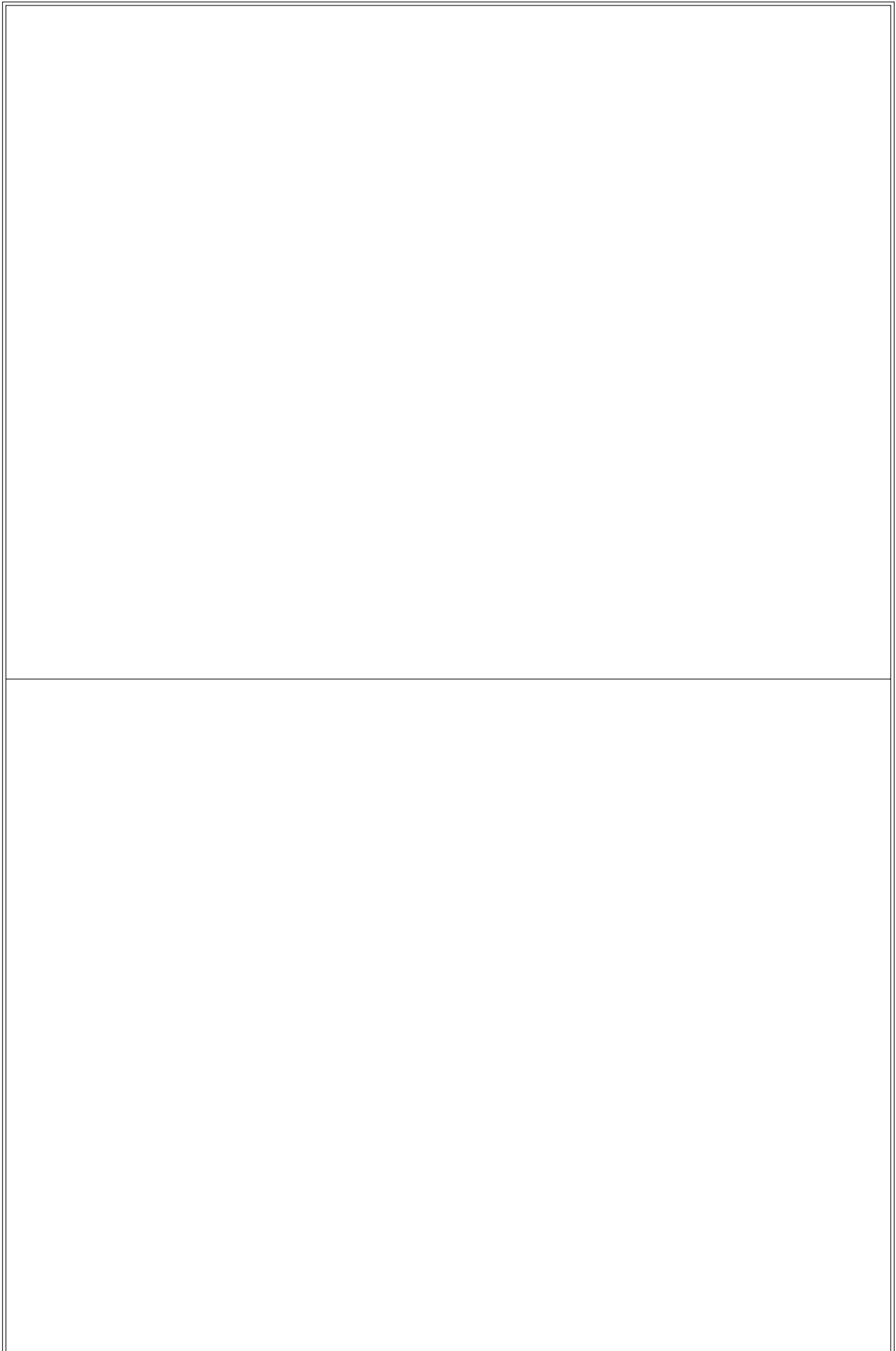
収用委員会告示

奈良県収用委員会運営規程（平成五年十一月奈良県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

第二条第八号中「是正の申出」を「利用停止請求」に改める。

奈良県収用委員会  
会長 池田辰夫



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

